

奥出雲町国土強靱化地域計画

令和8年1月

奥出雲町

目 次

1. 基本的考え方 -----	1
(1) 計画策定の背景 -----	1
(2) 関連する計画 -----	1
(3) 国土強靱化に関する取り組み -----	1
(4) 計画の位置づけ -----	2
(5) 計画の見直し -----	2
(6) 計画の推進 -----	2
(7) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針 -----	2
2. 奥出雲町の地域特性 -----	4
(1) 自然的特性 -----	4
(2) 歴史的特性 -----	4
(3) 社会的特性 -----	5
(4) 経済的特性 -----	5
3. 過去の災害と想定 -----	7
(1) 過去の災害 -----	7
(2) 災害想定 -----	12
4. 推進方針の検討 -----	29
5. 起きてはならない最悪の事態 -----	30
6. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針 -----	32
(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価-----	60
7. 国土強靱化地域計画【資料編】 -----	別冊

1. 基本的考え方

(1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定された。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

奥出雲町においては、大規模自然災害等への備えとして、奥出雲町地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび、国や県の動きに併せ、奥出雲町の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

(2) 関連する計画

奥出雲町総合計画（H23）

(3) 国土強靱化に関する取組

《奥出雲町における国土強靱化に関する近年の主な取組み》

1) 防災関係計画

- ・奥出雲町地域防災計画（H27）

2) 耐震化、老朽化対策

- ・奥出雲町公共施設等総合管理計画を策定（H29）
- ・個別施設の長寿命化計画については、総務課、建設課、建設課、水道課等にて随時策定。
- ・奥出雲町建築物耐震改修促進計画策定業務（H29）
- ・奥出雲町公営住宅等長寿命化計画（H30）

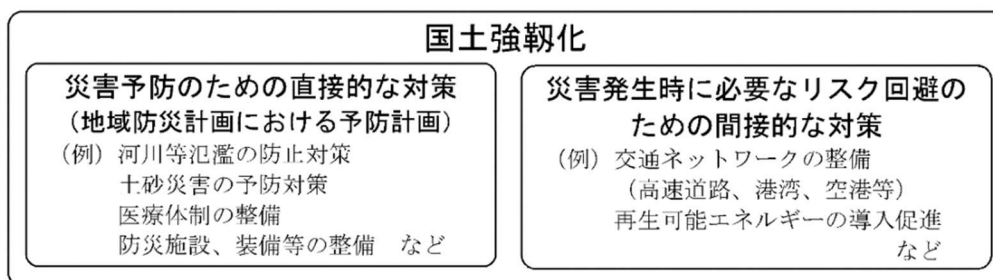
3) 情報伝達体制の整備

- ・島根県総合防災情報システムの運用
- ・防災行政デジタル無線の配備
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備
- ・報道機関との連携体制の整備

4) その他災害活動体制の整備

- ・ 防災拠点である町庁舎等に 72 時間稼働の非常用発電機及び地下タンクを整備
- ・ 避難勧告等判断マニュアルの策定
- ・ 奥出雲町災害廃棄物処理計画の策定 (R2)

《国土強靱化の対象施策》



(4) 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、奥出雲町の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

(5) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、逐次計画を見直すこととする。その際、町の基本方針となる「奥出雲町総合計画」や、町の他の各種計画と整合した計画とする。

(6) 計画の推進

奥出雲町においては、町政の基本方針である奥出雲町総合計画の取組みについて、毎年度、PDCAサイクルに基づき、成果や課題、今後の方向性等を行政評価としてとりまとめ、公表している。

本計画に基づく各種施策についても、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

(7) 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

奥出雲町が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

町の取組みにあたっては、国及び県の基本計画、民間が実施する取組みと連携し、進める。

1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ。
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる。
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる。
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。

4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

2. 奥出雲町の地域特性

(1) 自然的特性

1) 位置

本町は、島根県南東部に位置し、南部は広島県庄原市、東部は鳥取県日南町に西は雲南市吉田町、北は雲南市大東町にそれぞれ接しており、豊かな緑と美しい自然に囲まれている。県庁所在地の松江市からは約 43km の距離にあり、東西 27.2km、南北 20.9km、総面積 368.06km² の町である。

2) 地形

本町は、中国山地の最奥部の標高は概ね 250m から 700m の山間地域にあり、中央を流れる一級河川斐伊川とその支流の流域に農林畜産業が営まれ、集落や市街地が点在している。

県境部では神話に登場する船通山や吾妻山をはじめ 1,000m を超える峰々が続き、全面積の 83.7%を山林が占め、耕地率は僅か 7.2%にすぎない。

3) 気候

本町の気候は、年間の平均気温が約 12.5℃、降水量は約 1,780 mm（気象庁 気象統計情報 横田観測所における 2001 から 2010 年の平均値）で、夏は比較的に過ごし易く、冬は寒さが厳しい山陰の代表的な内陸型気候である。

(2) 歴史的特性

1) 沿革

本地域に古くから存在した数多くの集落は、明治 22 年（1889 年）4 月の市制・町村制の施行により 9 つの村に再編された。その後、昭和 28 年の町村合併促進法の施行によって市町村合併が全国的に進み、昭和 30 年に仁多郡西部の 5 カ町村が合併し仁多町が、昭和 32 年に東部 4 カ町村が合併し横田町が誕生した。そして、平成に入り合併特例法が改正され、平成 15 年 4 月 30 日仁多郡二町法定合併協議会を設置、平成 17 年 3 月 7 日に合併協定に調印し、平成 17 年 3 月 31 日に奥出雲町が誕生した。

2) 歴史的背景

本町の歴史や文化は、古事記・日本書紀・出雲国風土記の時代までさかのぼり、素戔鳴尊の八岐大蛇退治をはじめ、多くの神話の舞台という悠久の歴史を持っている。

ほかにも史跡では、中世において、本地域が山陰と山陽を結ぶ要衝の地に位置していることから数多くの山城が築かれ、幾多の攻防の舞台になった。その面影は城址として残され、それぞれの地域で保存されている。

そして今、本町に息づいてきた歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりが進められるとともに、地域の特徴ある産業や生活文化、豊かな自然や美しい景観を

そのまま観光・交流資源とする新たな取り組みが展開されつつある。

(3) 社会的特性

本町の人口は、昭和 30 年の 28,477 人をピークに減少し、平成 17 年国勢調査 1 では 15,812 人と、50 年間で約 44.5%減少している。

人口の推移をみると、昭和 35 年から昭和 40 年にかけて 12.4%減、昭和 40 年から昭和 45 年にかけて 11.2%減と、高度経済成長とともに急激な減少を続けてきましたが、昭和 45 年以降昭和 60 年までの各 5 年間の減少率はそれぞれ 7.1%、1.8%、1.8%と鈍化しています。単年的に減少があったものの、増加傾向が続いていた自然動態は、未婚者の増加や晩婚化、育児に対する負担感の増大等に起因する出生率の低下から、平成に入り自然減へと移行し、平成 7 年から 12 年にかけては 4.2%減、平成 12 年から 17 年にかけては 5.3%減と再び減少率が大きくなる傾向にある。

平成 17 年における年少者人口比率（0 歳～14 歳）は 12.9%、生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）は 52.8%、高齢者人口比率（65 歳以上）は 34.3%で、今後も年少者人口比率及び生産年齢人口比率は減少し、高齢者人口比率が増加する構造的な少子高齢化がますます進行している。

(4) 経済的特性

本町の産業別純生産額の推移をみると、第一次産業では、就業人口の減少や高齢化の進行、小規模零細で脆弱な生産構造、また、米をはじめとする農畜産物価格の低迷等により総生産額は伸び悩んでおり、産業全体に占める割合は平成 19 年度で 6.0%と低下している。一部では、椎茸・野菜・果樹・花卉などの施設型農業や複合経営が進んでいるものの、農林畜産業を取り巻く情勢はグローバル化が進展し、産地間競争も激化しているため依然として厳しく、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

第二次産業では、建設業が諸産業の成長に伴う設備投資や公共投資により、比較的順調だったものの、近年の公共事業の抑制や経済活動の低迷により厳しい状況を迎えている。なかには、農業などの新たな分野へ参入する事業所もでてきている。また、製造業は、農村地域工業導入施策による誘致企業の立地などにより工業出荷額が増加し、地域経済に大きく寄与していたが、世界的な金融危機などにより、本町においても大手製造業の撤退による空き工場が発生している。本町では、その空き工場を取得改修し、貸し工場として活用する取り組みなどの企業への支援を行っている。製造業を取り巻く情勢は依然として厳しいが、独自の技術開発により特色ある「ものづくり」に積極的な企業もある。

第三次産業は、小売店や各種サービス業とも小規模経営体が多く、量販店の進出

や車社会の進展等社会環境の変化により、購買行動の広範囲化やインターネット、メーカー直販システムの利用へと変化しており、経営の近代化や商品の差別化、サービス向上による顧客の定着化が課題となっている。

一方、観光については、「国の名勝及び天然記念物 鬼舌震」をはじめ、絲原記念館や可部屋集成館、道の駅奥出雲おろちループ、亀嵩温泉玉峰山荘、佐白温泉長者の湯、奥出雲多根自然博物館を中心とした町内の観光施設等に、県外からも多くの観光客が訪れている。

3. 過去の災害と想定

(1) 過去の災害

1) 梅雨末期の豪雨災害

① 昭和 47 年 7 月豪雨（7 月 9 日～14 日）

日本海まで北上していた梅雨前線が、低気圧の東進とともに瀬戸内まで南下し、次第に活動が活発となった。また、台風第 6、8 号が南海上にあつて前線を刺激した。このため島根県は 9 日から 14 日まで断続的に雨となり、総降水量は、三隅の 709 mm（この値は、年間総降水量の 1/3 以上に相当する）を最高に、県内一部地域を除いてほとんどの地域で 500 mm を超える豪雨となった。特に被害の大きい地域は益田・浜田周辺、江の川流域、80 年来といわれる宍道湖の氾濫による松江市とその周辺市町村に集中した。

② 昭和 58 年 7 月豪雨（7 月 19 日～23 日）

いったん日本海まで北上していた梅雨前線が、前線上の低気圧が東進したのに伴い、山陰沿岸まで南下して活動が活発となった。特に 23 日未明から明け方にかけて、益田から三隅、浜田及び弥栄にかけての地域では猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂崩れ等による甚大な被害を受けた。

総降水量は益田、三隅方面で 600 mm 以上、波佐方面が 600 mm 位、その他県西部・中部で 300～500 mm、県南西部・東部では 250 mm 以下であった。特に浜田、三隅、弥栄等で被害が大きかったのは、23 日の未明から明け方にかけての比較的短時間に激しい雨が降ったことと、数日來の先行降雨で、地盤がすでに大量の水分を含んでいたことが原因である。

③ 昭和 63 年梅雨前線による島根県の大雨（昭和 63 年 7 月 13 日～15 日）

日本海中部まで北上していた梅雨前線が、オホーツク海高気圧の強まりに伴い、10 日頃から南下し始め、13 日県東部で雨足が強まり、日降水量は、松江 220 mm、伯太 114 mm で、その他県東部で 50～100 mm を記録した。14 日には隠岐地方で大雨となり、日降水量は海士 241 mm、西郷 204 mm を記録した。15 日には県西部を中心に大雨となり、特に浜田は、1 時から 7 時までの降水量が 342 mm と 58 年豪雨以来の大雨となった。

総降水量は浜田で 400 mm を超え、桜江では 300 mm、隠岐地方、県中部、松江で 200 mm を超えたが、県南西部では 50 mm に満たなかった。

④ 平成 18 年 7 月豪雨（平成 18 年 7 月 15 日～21 日）

日本海に停滞していた梅雨前線が 16 日から 19 日にかけて山陰沿岸まで南下して停滞し、活動が活発となった。このため、17 日早朝と 18 日夜から 19 日朝にかけて、隠岐、東部を中心に猛烈な雨となり、各地で河川氾濫、土砂災害等の甚大な災害が発生した。特に被害の大きかった地域は、神戸川が氾濫した出雲市、昭和 47 年 7 月豪雨以来の宍道湖の水位上昇により市街地が浸水した松江市などで

あった。

総降水量は、海士町で 482 mm を観測したほか、東部や大田邑智地区で 400 mm を超えた。また、1 時間降水量は、17 日 06 時の解析雨量では出雲市で約 100 mm を観測した。

2) 被害台風

① 平成 3 年 9 月台風第 17 号（雨台風）

9 月 10 日 9 時にマリアナ諸島近海で発生した熱帯低気圧は、北西に進みながら次第に発達し、11 日 15 時に沖の鳥島付近で台風第 17 号となった。島根県では、13 日から北上してきた秋雨前線の影響で弱い雨が降っていたが、14 日に台風が山陰沿岸を通過する際、隠岐地方を中心に激しい雨が降った。この時の西郷の日降水量 236 mm は、1939 年西郷測候所開設以来第 1 位で、西郷町をはじめ五箇村、海士町、西ノ島町で床上・床下浸水があった。

② 平成 3 年 9 月台風第 19 号（風台風）

9 月 13 日 9 時にマーシャル諸島の東で発生した熱帯低気圧は、西に進みながら次第に発達し、16 日 9 時にマーシャル諸島の西で台風第 19 号となった。台風は、非常に強い勢力を保ちながら北上し、27 日 16 時過ぎに佐世保市の南に上陸した時でも、中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速は 50m/s、風速 25m/s 以上の暴風半径が 300 km、15m/s 以上の強風半径が 600 km と、大型で非常に強い勢力を保っていた。当県では 27 日午前中、県西部で 10～20 mm のやや強い時間雨量を記録していたが、10 時頃にはいったん小康状態となり、風もまだ弱い状態であった。しかし、台風が 19 時前に萩市付近を通過する頃から次第に風が強まり、台風が山陰沿岸を通過し、東寄りから南西方向に風向が変わった夜遅くには、県内で 20m/s 以上の暴風となった。最大瞬間風速は、県内気象官署で軒並み観測史上最大を記録し、松江 56.5m/s、浜田 48.9m/s、西郷 50.6m/s を観測した。ただ、台風の移動が速かったので、強風の時間はあまり長く続かなかった。この風で死者 1 名、負傷者 102 名の人的被害があり、建築物及び農作物にも甚大な被害を与えた。降水量は津和野・六日市で 120 mm を超えたが、雨による直接の被害はなかった。

3) 強風

① 昭和 46 年 1 月 4 日から 5 日（強風）

この強風は、冬型気圧配置の季節風によるもので、最大瞬間風速は松江 34.0m/s、浜田 28.9m/s、西郷 32.4m/s を観測し、沿岸部を中心に強風と高波による被害があった。この強風は風向きが北であったため、北向きの漁港に停留中の漁船に甚大な被害があった。

4) 地震

歴史資料によると、本町周辺では 880 年の出雲地震 M7、1872 年の浜田地震 M

7.1 の大規模な地震が発生している。近年では、平成 12 年 10 月 6 日に発生した「鳥取県西部地震」はM7.3 という強い地震で、島根県東部でも震度 5 弱の強い揺れを観測した。この地震では山陰両県の重軽傷者は 97 人に達し、建物の損壊、山崩れによる山林や農作物への被害を及ぼすとともに、県と市町村の連絡体制等、様々な課題を残すものとなった。また、この地震の 2 日後には島根県東部地震（平成 12 年 10 月 8 日、M5.5）が発生し、本町では住宅半壊、一部損壊、軽傷者 2 名、がけ崩れなどの被害を受けた。

過去に島根県で発生した（若しくは影響を及ぼした）地震は、以下の表のとおりである。

島根県被害地震、津波一覧表

(松江地方気象台)

発生年月日	北 緯	東 経	規 模 (M)	震 央 地 名 (地 震 名)	被 害 状 況
880.11.23 元慶 4.10.14	35.4°	133.2°	7 程度	出 雲	神社仏閣家屋転倒す。
1026. 6.16 万寿 3. 5.23	不 明	不 明	不 明	石 見	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害 (「中国地方の地震活動」東大地震研究所の調査資料より)
1748. 6.18 寛延 1.5.23	不 明	不 明	不 明	松 江	雲州地震、松江鶴部屋橋石壁崩れ橋落つという。「出雲町史抜粋」による。
1778. 2.14 安永 7. 1.18	34.6°	132.0°	6.5 程度	石 見	那賀郡波佐村で石垣崩る。都茂村で落石。三隅川沿いで山崩れ・家潰れ等ありしとのこと。
1823. 1.14 文政 5.12. 3	不 明	不 明	不 明	石 見	美濃郡・那賀郡が激しく、美濃村で潰家 10 戸。
1835. 3.12 天保 6. 2.14	35.1°	132.6°	5 1/2	石 見	高畑村で石地藏・石塔・墓石など倒れ、蔵の壁破る。
1859.1.5 安政 5.12. 2	34.8°	131.9°	6.2± 0.2	石 見	那賀郡、美濃郡強く、波佐村で山崩れ、周布村で潰家数戸、美濃村で潰家 10、高城村で石垣崩れる。
1859.10. 4 安政 6. 9. 9	34.5°	132.0°	6.0～ 6.5	石 見	那賀郡で強く、周布村で家屋倒壊数戸、地割れあり。
1872. 3.14 明治 5. 2. 6	35.15°	132.1°	7.1	島根県西部 沿 岸 (石見浜田地震)	前震あり、3 月 9 日頃から鳴動、14 日 11 時微震引き続き鳴動、16 時強震、本震の 10 分前に微震。 島根県では、死者 551、負傷者 582、全潰 4,506、半壊 6,072、焼失 230、山崩れ 6,567、道路・橋・堤防にも被害があった。海岸では海水の変動があった。
1904. 6. 6 明治 37 年	35.3°	133.2°	5.8	島根県東部	能義郡内で堤防亀裂、瓦の落下などあり。最大震度 5：境
1941. 4. 6 昭和 16 年	34° 31.6'	131 ° 38.1'	6.2	山口県北部	この地方ではまれにみる大きな地震、震央に近い島根、山口県境の北部で小被害、山陰本線石見津田と奈古駅間の路線の築堤に亀裂、橋脚の沈下を生ず。
1943. 9.10 昭和 18 年	35° 28.4'	134 ° 11.0'	7.2	鳥取県東部 (鳥取地震)	島根県では壁に亀裂が入ったり、屋根瓦の落ちた民家もある。また煙突の折れたところもあった。
1946.12.21 昭和 21 年	32° 56.1'	135° 5 0.9'	8.0	紀伊半島沖 (南海地震)	一部では壁が崩れたり、平田、大社では倒壊した民家もあった。松江、塩冶、掛合で発光現象があった。
1950. 8.22	35° 10.2	132° 3	5.2	島根県西部	震央付近で崖崩れ、壁に亀裂、墓石の転倒、

昭和 25 年	'	8.7'			井戸水の白濁などの軽被害があった。
1964. 6.16 昭和 39 年	38° 22.2'	139° 1 2.7'	7.5	新潟県沖 (新潟地震)	島根県では住家床下浸水 1、住家一部破損 38、水田冠水 10 haの被害があった。
1977. 5. 2 昭和 52 年	35° 09.0 '	132° 4 2.0'	5.6	島根県東部	住宅被害 107 棟、道路、農地などにも被害。
1978. 6. 4 昭和 53 年	35° 05.0 '	132° 4 2.0'	6.1	島根県東部	被害状況は、住家半壊 29 棟、同一部破損 39 棟、非住家全壊 2 棟、同半壊 2 棟、同一部破損 33 棟、道路被害 47 箇所、水道被害 16 箇所、商工関係 64 箇所。
1983. 5.26 昭和 58 年	40° 21.6'	139° 04. 4'	7.7	秋田県沖 (昭和 58 年日 本海中部地震)	この地震による津波で隠岐島、島根半島を中心 に負傷者 5 人、住家床上浸水 152 棟、同床下浸水 279 棟、耕地冠水 29ha、 漁船被害 305 隻、橋梁被害 1 箇所、り災世帯 152、り災者数 496。
1991. 8.28 平成 3 年	35° 19.4'	133° 11. 2'	5.9	島根県東部	被害状況は、鉄道の運休 6・遅れ 104、道路 損壊 1、落石のため全面通行止めとなった道 路 2、他に壁に亀裂・ヒビ、廊下にヒビ割れ 、ガラス割れ、酒瓶等落下、屋根瓦の落下・ ずれ、墓石回転・ずれ等があった。地鳴りが あった。
1993. 7.12 平成 5 年	42° 46.9'	139° 10. 8'	7.8	北海道南西沖 (平成 5 年 北海道南西沖 地震)	津波による被害は、隠岐島、島根半島を中心 に、民家の床上浸水 5 棟、床下浸水 78 棟、 漁船被害 93 隻等。その他養殖いけす、漁具 等にも被害が出た。
1997. 6.25 平成 9 年	34° 26.5'	131° 40. 0'	6.6	山口県北部	益田町で震度 5 強を観測した。人的被害はな かったが、震源に近い鹿足郡津和野町や益田 町でモルタルの壁が崩れる等の小被害が発 生した。
2000.10.6 平成 12 年	35° 16.5'	133° 20. 9'	7.3	鳥取県西部 (平成 12 年鳥 取県西部地震)	安来町、宍道町、仁多町で震度 5 強を観測し た。島根県では重傷 2 名、軽傷 9 名、住家全 壊 34 棟、半壊 576 棟、道路被害 43 箇所、橋 梁被害 2 箇所等。
2001. 3.24 平成 13 年	34° 07.2'	132° 42. 5'	6.7	安芸灘 (平成 13 年 芸予地震)	羽須美村、桜江町、三隅町で震度 5 弱を観測 した。島根県で軽傷 3 名、一部損壊住家 10 棟 、文教施設 9、医療施設 2、道路 6 箇所等

参考：新稿 日本被害地震総覧 宇佐美龍夫著

消防庁資料

(2) 被害想定

1) 風水害

① 想定災害及び被害の概況

本計画の策定に当たって、奥出雲町の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

具体的には、過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

奥出雲町においては、3.(1)「過去の災害」で示した既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年（1983年）7月20日～23日にかけての大雨（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成3年（1991年）9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

本計画において想定される豪雨及び台風の概要・規模は下表1に示すとおりであり、被害の概要は、下表2に示すとおりである。

表1 想定される豪雨・台風の規模等

想定項目 \ 災害名 年月日	山陰豪雨 (昭和58年7月20日～23日)	台風第19号 (平成3年9月27日～28日)
気象概況	・時間最大雨量 91.0mm（浜田） 23日01時40分 ・日最大雨量 331.5mm（浜田） 23日 ・総降水量の最大値 521.5mm（浜田） 19日21時20分から 23日15時20分まで	・最大瞬間風速・風向 56.5m/s（松江）WSW 27日23時04分 ・最大風速・風向 28.5m/s（松江）W 27日23時00分 ・総降水量の最大値 43.0mm（西郷）

表2 過去の主な豪雨災害による被害

単位：人（戸数、世帯）

項 目	昭和47年7月 豪 雨	昭和58年7月 豪 雨	昭和63年大雨 (7月)	平成3年台風 第19号(9月)	平成18年7月 豪 雨
死 者 (人)	28	107	6	1	5
負傷者 (人)	79	159	29	102	12
・重 傷	22	61	9	21	1
・軽 傷	57	98	20	81	11
罹災者 (人)	不 明	31,697	6,134		1,091
避難者 (人)	172,349	69,537	4,877		2,629

建物被害棟数	全壊・流失・焼失	751	1,064	71	10	7
	半壊 (中破)	1,235	1,977	108	176	6
	一部損壊	656	551	255	29,878	68
	床上浸水	11,845	6,953	1,742		371
	床下浸水	26,449	7,043	5,119	12	1,603
ライフライン	上水道 (人) (世帯)	337,172	70,649 22,323	59,822 19,553		8,334 2,636
	都市ガス (戸)	約 300	約 200	約 300		資料なし
	LPGガス	資料なし	同 左	同 左	同 左	同 左
	電力 (戸)	約30,000	59,400	20,170		6,170
	電話 (回線)	6,094	14,340	13,381		1,203

② 風水害対策に係る想定事象

豪雨、台風等の風水害時は、時間経過に応じた災害状況のもとで、県、町、消防本部等の防災機関による警戒避難対策と住民による避難行動がなされる。本計画においては、災害状況の変化に応じた警戒避難体制の整備等の予防対策を事前に整備しておくとともに、災害時において迅速かつ的確な情報収集・伝達や避難対策等の初動（警戒）活動を実施できるよう応急対策計画を整備しておく必要がある。

2) 地震被害

島根県は、地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に平成22年度から平成24年度にかけ調査を行った。

調査実施にあたっては、最新の科学的知見と地域社会に関する最新のデータに基づき、地震発生時の揺れの大きさや津波などの状況を予測し、さらにその時に起こりうる物的・人的被害の諸状況を予測されている。

町は、この調査結果を踏まえ、町地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する。

① 奥出雲町周辺の活断層及び地震の可能性

奥出雲町の活断層は、中国山地の脊梁に沿う東西南北に分布する「木次南」「鎌倉山南方」「烏帽子山北方」「毛無山」断層などが確認されている。なお、鳥取県西部地震の起震断層が予め確認されていなかった点も含め、一連の活断層群に関する調査結果に沿い、地震発生の対応について備える必要がある。

奥出雲町周辺の活断層とその特色

断層名	確実度*1	長さ (k m)	走向*2	変位方向・量		活動度*4
				隆起側*2	横ずれ*3	
①鎌倉山南方	Ⅲ	8.0	E N E		R 100m	—
②木次南	Ⅲ	20.0	N E		R 1000m	—
③烏帽子山北方	Ⅲ	10.0	E W	S		—
④毛無山	Ⅲ	8.0	N S	E		—

(資料：活断層研究会編「新編 日本の活断層」)

(注)

- * 1 I：活断層であることが確実なもの、II：活断層であると推定されるもの、III：活断層の疑いのある形状
- * 2 E・W・S・Nはそれぞれ東西南北を意味する。 * 3 R・Lはそれぞれ右ずれ・左ずれを意味する。
- * 4 第四紀における平均変位速度※ A：1～10m/千年、B：0.1～1m/千年、C：0.1以下/千年
※活断層の累積変位量をその変位量を得た断層変位基準の形式年代で割り算したものをいう。

奥出雲町周辺の活断層



② 地震被害想定調査の概要

②-1 調査対象範囲

調査の対象は、島根県全域（6,707.86km²（平成 21 年 10 月末現在））

②-2 調査単位

解析・評価を行う単位は、250m メッシュ単位（標準地域メッシュの第 3 次地域区画の 4 分の 1 地域メッシュ）及び行政区（市町村）を併用し、予測項目によ

っては地点・路線等とした。

また、津波の想定については、沿岸域で 50m メッシュ単位とした。

②-3 想定ケース

想定時間帯として次の 3 ケースを想定した。

I. 冬・早朝 5 時

(兵庫県南部地震と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中)

II. 秋・昼 12 時

(日中の社会活動が盛んな時間帯：多くの人が会社、学校など自宅外にいる)

III. 冬・夕刻 18 時

(出火危険性の高い時間帯：帰宅等による人口移動時間帯と重なる。)

※気象条件として、松江、浜田、西郷における気象データを基に、

冬：湿度 72%、風速 17m/s、風向：西南西

秋：湿度 76%、風速 16m/s、風向：西南西

として設定した。

※建物被害については、積雪を考慮した場合も想定した。

③ 想定地震

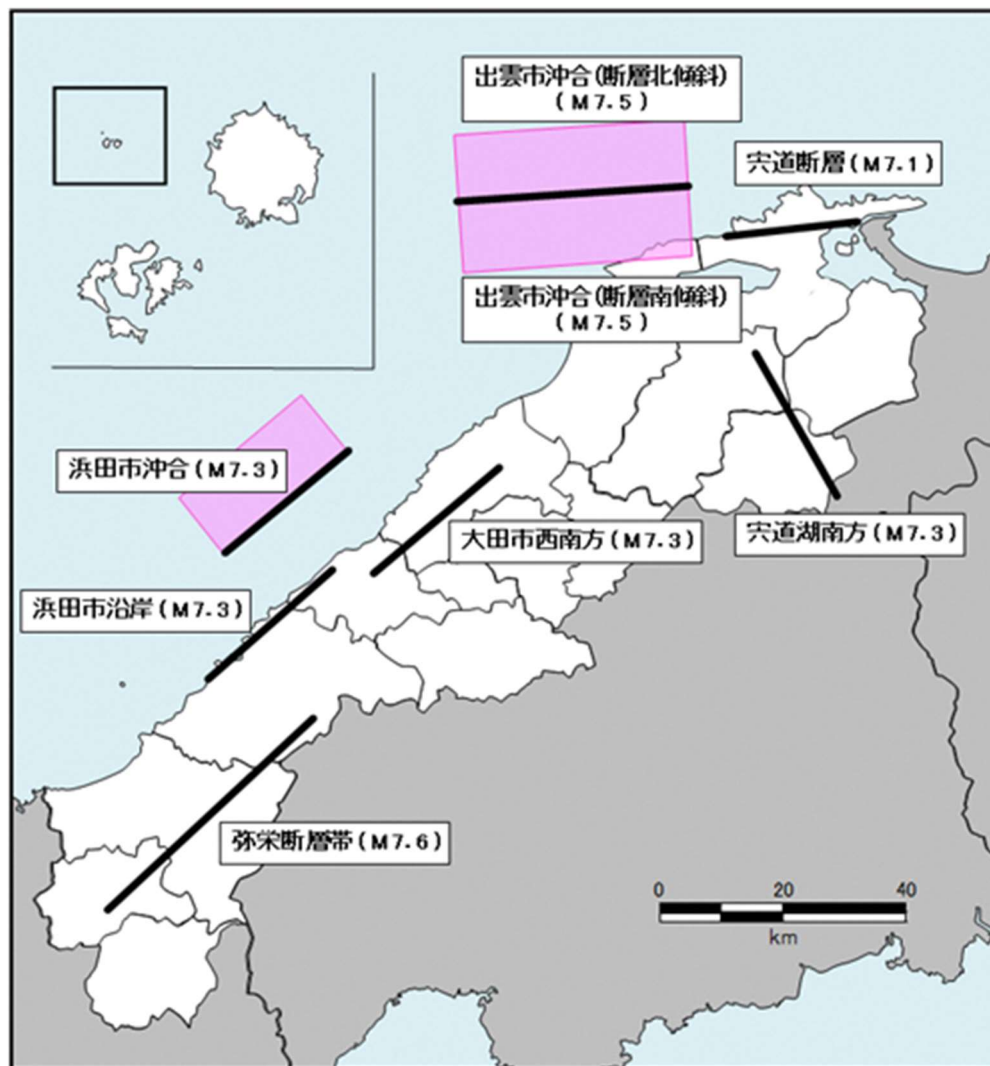
島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す 9 地震とした。

想定地震一覧表

	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動 の想定	津波の 想定	地震のタイプ	想定理由
陸 域 の 地 震	宍道断層の地震	7.1	○	－	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	－	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	－	内陸の浅い地震を想定	断層
	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動 の想定	津波の 想定	地震のタイプ	想定理由
陸 域 の 地 震	浜田市沿岸の地震	7.3	○	－	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	－	内陸の浅い地震を想定	断層
海 域 の 地 震	佐渡島北方沖の地震(M7.85) 【参考】佐渡島北方沖の地震 (M8.01)	7.85 及び 8.01	－	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜および南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	－	○	海域の浅い地震を想定	海底地形

なお、「【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)」及び「隠岐北西沖の地震」については、津波浸水想定区域の調査のみ行った。

地震動の想定を対象とした地震の断層位置



④ 想定される被害の概要

④-1 地震動の想定

各地震の最大震度は以下となる。

- (ア) 宍道断層の地震 震度 7
- (イ) 宍道湖南方の地震 震度 6 弱
- (ウ) 大田市西南方の地震 震度 7
- (エ) 浜田市沿岸の地震 震度 7
- (オ) 弥栄断層帯の地震 震度 6 強
- (カ) 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震 震度 6 強
- (キ) 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震 震度 6 強
- (ク) 浜田市沖合の地震 震度 6 強

④-2 液状化の想定

表層の地盤状況及び地下水位、揺れの大きさから予測した。

(ア) 宍道断層の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市においても極めて高い箇所が見られる。

(イ) 宍道湖南方の地震

出雲平野を中心に液状化危険度が極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市、奥出雲町においても極めて高い箇所が見られる。

(ウ) 大田市西南方の地震

大田市街地を中心に液状化危険度が極めて高い。浜田市、出雲市、美郷町（旧邑南町）でも極めて高い箇所が見られる。

(エ) 浜田市沿岸の地震

浜田市、江津市の沿岸の一部で液状化危険度が極めて高い。

(オ) 弥栄断層の地震

益田市西部で液状化危険度が極めて高い。浜田市沿岸の一部でも極めて高い箇所が見られる。

(カ) 出雲市沖合（断層北傾斜）の地震

出雲平野の広範囲にわたり液状化危険度が極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

(キ) 出雲市沖合（断層南傾斜）の地震

出雲平野の広範囲にわたり液状化危険度が極めて高い。松江市（特に旧宍道町、旧東出雲町）、大田市、安来市、雲南市においても極めて高い箇所が見られる。

(ク) 浜田市沖合の地震

浜田市、江津市、大田市の沿岸の一部で、液状化危険度が極めて高い。

④-3 被害想定調査結果

被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬５時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			糸通断層	糸通湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地 (箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数(件)	3	-	0	1	0
	延焼	焼失棟数(棟)	554	-	1	1,090	0
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	71	1	3	21	1
		負傷者数(人)	913	47	125	326	53
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	18	3	9	30	13
		負傷者数(人)	335	66	165	575	253
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	3	1	0	1	0
		負傷者数(人)	39	10	6	10	4
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	0	0	0	0	0
		負傷者数(人)	1	0	0	0	0
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
		死者数(人)					
	火災による死傷者	死者数(人)	10	-	0	16	0
		負傷者数(人)	34	-	0	55	0
	被害合計	死者数(人)	102	5	12	68	14
		負傷者数(人)	1,322	123	296	966	310
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1～3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1～3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害 (億円)	3,780	909	804	1,789	442	
	間接経済被害 (億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846	

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（冬５時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266
	液状化による建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
	津波による建物被害	全壊数(棟)	174	31	2	5
		半壊数(棟)	587	349	66	31
	被害合計	全壊数(棟)	174	1,154	1,650	117
		半壊数(棟)	587	6,631	9,116	540
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	0	1	-
	延焼	焼失棟数(棟)		1	2	-
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	想定なし	4	10	0
		負傷者数(人)		211	321	17
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)		7	12	3
		負傷者数(人)		136	235	64
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)		2	2	0
		負傷者数(人)		24	28	3
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)		0	0	0
		負傷者数(人)		0	1	0
	津波による死者	死者数(人)	0	139	20	24
	火災による死傷者	死者数(人)	想定なし	0	0	-
		負傷者数(人)		0	0	-
	被害合計	死者数(人)	0	152	44	27
		負傷者数(人)	0	371	585	84
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		397	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1～3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372
	疎開者	疎開者数(人) (1～3日後)	1,758	6,584	8,144	739
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182		
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

被害想定結果一覧表（陸域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			突道断層	突道湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥生断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 （箇所）	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地 （箇所）	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池 （箇所）	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,151	28	210	718	63
		半壊数(棟)	8,446	857	2,419	3,451	915
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	299	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	2,874	702	550	1,220	351
		半壊数(棟)	10,200	2,616	3,288	4,617	1,579
地震火災	出火	出火件数(件)	10	0	1	4	0
	延焼	焼失棟数(棟)	929	0	3	1,134	1
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	49	1	3	14	1
		負傷者数(人)	708	49	92	232	44
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	7	1	4	13	6
		負傷者数(人)	132	25	70	255	116
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	1	0	0	0	0
		負傷者数(人)	35	10	5	13	5
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
	火災による死傷者	死者数(人)					
		負傷者数(人)	126	0	1	63	0
	被害合計	死者数(人)	96	2	7	45	7
		負傷者数(人)	1,025	90	172	569	167
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1～3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
		疎開者数(人) (1～3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（秋12時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	231	541	5
		半壊数(棟)		3,836	6,140	263
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	174	31	2	5
		半壊数(棟)	587	349	66	31
	被害合計	全壊数(棟)	174	1,127	1,530	116
		半壊数(棟)	587	6,445	8,762	537
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	1	3	-
	延焼	焼失棟数(棟)		2	9	-
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	7	0
		負傷者数(人)		167	220	16
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		3	5	2
		負傷者数(人)		55	98	29
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		14	16	1
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		24	31	4
	津波による死者	死者数(人)	0	103	12	17
	火災による死傷者	死者数(人)	想定なし	0	0	-
		負傷者数(人)		0	2	-
	被害合計	死者数(人)	0	112	26	19
		負傷者数(人)	0	260	367	50
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1～3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372
	疎開者	疎開者数(人) (1～3日後)	1,758	6,584	8,144	739
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182		
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

被害想定結果一覧表（陸域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震				
			突如断層	突如湖南方	大田市西南方	浜田市沿岸	弥栄断層帯
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	153	39	96	148	99
		危険性が高い地すべり地 (箇所)	106	87	73	22	65
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)	8	-	-	-	-
建物	揺れによる建物被害	全壊数(棟)	2,537	31	251	856	75
		半壊数(棟)	8,954	873	2,579	3,689	952
	液状化による建物被害	全壊数(棟)	463	623	212	55	92
		半壊数(棟)	1,147	1,639	570	122	207
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数(棟)	260	51	128	447	196
		半壊数(棟)	607	120	298	1,044	457
	津波による建物被害	全壊数(棟)	想定なし				
		半壊数(棟)					
	被害合計	全壊数(棟)	3,260	705	591	1,358	363
		半壊数(棟)	10,708	2,632	3,448	4,855	1,616
地震火災	出火	出火件数(件)	29	0	3	10	1
	延焼	焼失棟数(棟)	1,653	0	13	1,490	3
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数(人)	58	1	3	17	1
		負傷者数(人)	764	47	103	261	46
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数(人)	10	2	5	18	8
		負傷者数(人)	188	36	97	341	154
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数(人)	2	0	0	0	0
		負傷者数(人)	24	6	4	6	2
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数(人)	2	1	0	1	0
		負傷者数(人)	46	12	6	16	6
	津波による死者	死者数(人)	想定なし				
		死者数(人)					
	火災による死傷者	死者数(人)	59	0	1	52	0
		負傷者数(人)	200	0	2	175	1
	被害合計	死者数(人)	131	4	9	88	9
		負傷者数(人)	1,222	101	212	799	209
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	17,124	3,893	4,905	2,719	2,635
	下水道	影響人口(人)	2,991	1,850	1,141	321	812
	通信	不通回線数(件)	1,088	93	185	4,722	366
	電力	停電件数(件)	7,046	196	922	5,005	471
	都市ガス	供給支障件数(件)	16,011	-	-	6,654	-
	LPガス	供給支障件数(件)	391	25	103	111	41
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	5	-	1	6	2
	鉄道	不通区間(駅間数)	-	-	-	-	1
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)	100	2	24	61	18
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1～3日後)	30,752	4,661	4,817	8,018	2,656
	疎開者	疎開者数(人) (1～3日後)	11,767	2,510	2,594	2,802	1,316
	帰宅困難者	(人)	41,182				
	食料不足	食料(食/日)	110,707	16,780	17,341	28,866	9,562
	震災廃棄物	発生量(千トン)	599	148	128	255	70
	災害用トイレ	必要個数(基)	144	34	25	39	15
	エレベータ停止	停止台数(基)	804	646	422	358	374
	医療機能	入院・重傷者数(人)	187	3	6	107	3
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2	-	-	3	-
	孤立集落の発生	(地区)	3	-	-	-	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	3,780	909	804	1,789	442
	間接経済被害	(億円)	3,049	1,792	1,212	1,908	1,846

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

被害想定結果一覧表（海域の地震（冬18時））

種別	被害項目	被害単位	想定地震			
			佐渡島北方沖 (M7.85)	出雲市沖合 (断層北傾斜)	出雲市沖合 (断層南傾斜)	浜田市沖合
斜面・ため池	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	想定なし	49	84	19
		危険性が高い地すべり地 (箇所)		168	206	15
	ため池危険度	危険性が高いため池 (箇所)		1	2	-
建物	揺れによる建物 被害	全壊数(棟)	想定なし	258	661	6
		半壊数(棟)		4,022	6,494	266
	液状化による 建物被害	全壊数(棟)		759	805	56
		半壊数(棟)		2,013	2,131	126
	急傾斜地崩壊 による建物被害	全壊数(棟)		106	182	50
		半壊数(棟)		247	425	117
	津波による建物 被害	全壊数(棟)	174	31	2	5
		半壊数(棟)	587	349	66	31
	被害合計	全壊数(棟)	174	1,154	1,650	117
		半壊数(棟)	587	6,631	9,116	540
地震火災	出火	出火件数(件)	想定なし	4	9	0
	延焼	焼失棟数(棟)		10	29	0
人的被害	建物倒壊による 死傷者	死者数(人)	想定なし	4	8	0
		負傷者数(人)		177	248	16
	急傾斜地崩壊 による死傷者	死者数(人)		4	7	2
		負傷者数(人)		78	136	39
	屋内収容物転倒 による死傷者	死者数(人)		1	1	0
		負傷者数(人)		14	16	1
	ブロック塀倒壊 による死傷者	死者数(人)		1	2	0
		負傷者数(人)		30	39	5
	津波による死者	死者数(人)	0	116	15	19
	火災による死傷者	死者数(人)	想定なし	0	1	0
		負傷者数(人)		2	5	0
	被害合計	死者数(人)	0	126	34	21
		負傷者数(人)	0	301	444	61
ライフライン	上水道	断水世帯数(世帯) (1日後)	想定なし	10,777	13,419	654
	下水道	影響人口(人)		2,960	3,428	495
	通信	不通回線数(件)		387	1,182	52
	電力	停電件数(件)		570	1,619	97
	都市ガス	供給支障件数(件)		15,798	15,798	-
	LPガス	供給支障件数(件)		100	236	18
交通	道路橋	大規模損傷(箇所)	想定なし	1	6	-
	鉄道	不通区間(駅間数)		-	1	-
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場 (箇所)		44	54	21
生活支障等	避難者	避難者数(人) (1～3日後)	3,265	12,284	16,214	1,372
	疎開者	疎開者数(人) (1～3日後)	1,758	6,584	8,144	739
	帰宅困難者	(人)	想定なし	41,182		
	食料不足	食料(食/日)	11,752	44,222	58,369	4,941
	震災廃棄物	発生量(千トン)	7	298	398	32
	災害用トイレ	必要個数(基)	33	75	88	13
	エレベータ停止	停止台数(基)	-	781	840	417
	医療機能	入院・重傷者数(人)	-	190	42	31
	重要施設	危険性が高い施設 (件)	2(浸水)	1	4	-
	孤立集落の発生	(地区)	-	-	4	-
経済被害	直接経済被害	(億円)	141	1,789	2,361	156
	間接経済被害	(億円)	1,323	1,910	2,132	1,331

※建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮した。

※佐渡島北方沖については、地震発生源が遠方であるため、地震動による被害は発生しないことから、地震動による被害想定は行わない。

④-4 地震災害シナリオ

被害想定調査結果を基に、各想定地震・津波が発生した場合の被害と、県、市町村及び防災関係機関（以下「県等」）の対応を、時間経過に即して地震災害シナリオとして示す。

I. 宍道断層の地震（平日冬 18 時）

冬の平日 18 時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード 7.1 規模の地震が発生。松江市で震度 7 の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。

平日の 18 時という時間から、通勤・通学者の帰宅ラッシュと重なり、松江駅周辺では多くの帰宅困難者が滞留し、帰宅困難者への情報提供や避難所への誘導等の対応が必要となる。

また、多くの家庭では夕食の準備をしている時間であり、松江市を中心に火災が 29 件発生し、消火活動を行うものの、24 時間後には約 1,700 棟の建物が焼失する。

地震による揺れや液状化、崖崩れでは、全壊約 3,300 棟、半壊約 10,700 棟の建物被害が発生する。

松江市を中心に建物倒壊や火災延焼により死者約 130 人、負傷者約 1,200 人が発生する。災害拠点病院では負傷者が押し寄せ、受入れが混乱する。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

松江市を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1 日後には約 3.1 万人が避難所へ避難する。最低でも食料は約 11.1 万食/日、飲料水約 140 トン/日、毛布は寒い時期であり約 6.2 万枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

また、松江市では孤立集落が発生し、孤立集落における重篤者や重傷者、在宅医療患者に対しては空路による医療機関への搬送が必要となる。道路の復旧が長期間掛かる場合は、当該集落の市民を地域外へ搬送するなどの対応も必要となる。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 1.1 万人が避難所に避難する状況である。建物倒壊や火災延焼により自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等を活用し住宅供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長

期にわたる P T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

また、多くの事業所が、建物・設備の被災や、長期間のライフライン途絶のために事業を再開できない状態が続き、中小事業者には廃業するところもあって、地域経済への影響が大きくなる。

II. 宍道湖南方の地震（平日冬 5 時）

冬の平日 5 時頃、宍道湖南方を震源とするマグニチュード 7.3 規模の地震が発生。奥出雲町の一部で震度 6 弱の揺れを観測し、雲南地区を中心に甚大な被害が発生する。松江・出雲地区では、揺れによる被害のほか、液状化による被害が大きい。

平日の 5 時という多くの町民が睡眠中の時間帯に発生した地震のため、火災は発生せず、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約 710 棟、半壊約 2,600 棟、人的被害は死者 5 人、負傷者約 120 人にのぼる。

松江・出雲・雲南地区を中心にライフラインが途絶するため、避難者が増加し、1 日後には約 4,700 人が避難所へ避難する。最低でも食料は約 1.7 万食/日、飲料水約 35 トン/日、毛布は寒い時期であり約 9,300 枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達を行う。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 1,600 人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる P T S D（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

雲南・松江・出雲地区を中心に被害を受けるが、県等による迅速、的確な応急対策活動の実施に取り組むことができる。

III. 大田市西南方の地震（平日冬 5 時）

冬の平日 5 時頃、大田市西南方を震源とするマグニチュード 7.3 規模の地震が発生。大田市の一部で震度 7 の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。

平日の 5 時という多くの市民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約 590 棟、半壊約 3,400 棟、人的被害は死者 12 人、負傷者約 300 人にのぼる。

大田市を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1 日後の避難者は約 4,800 人となり、最低でも食料は約 1.7 万食/日、飲料水約 40 トン

/日、毛布は寒い時期であり約 9,600 枚（1 人 2 枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1 ヶ月を経過しても約 1,300 人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたる PTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

大田市では甚大な被害が発生し、市役所では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速かつ的確な指示や応援等により応急対策活動の実施に取り組むが、道路の通行止めなどにより救援活動に支障を来す。

3) 事故災害

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要及び規模等を以下に示す。

① 流出油等事故

過去の流出油事故の事例を踏まえ、河川、湖沼において、防災関係機関、漁業関係者等官公民の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の量の重油が流出したことにより、漁業資源、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

② 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、町内の山林等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

③ 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害によりトンネル等の道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

④ 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

⑤ 大規模な火事災害

地震火災（宍道断層の想定地震による）と同様の規模の火災が生じた場合を想定する。これによると、火災の想定条件は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火である。このほか、強風乾燥下のもとの大規模火事災害についても想定する。

⑥ 林野火災

強風、乾燥のもとで、焼失面積が 20ha を超えるきわめて大規模な林野火災となり、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難勧告を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

⑦ 鉄道災害

信号無視等の原因による単線上の列車同士の衝突事故や落石、土砂崩れ、雪崩、車両故障、踏み切り横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故などが発生し、乗客、沿線住民・施設等に多大な被害が生じた災害、また、山間部等の事故発生により救出・搬送が困難、あるいは死傷者が多数発生するなどのため自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受入れ体制をとる必要が生ずる程度の災害を想定する。

⑧ 雪害

昭和 38 年 1 月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和 38 年 1 月豪雪では、昭和 37 年 12 月 30 日から、翌年 2 月 6 日まで 39 日間連続降雪により、記録的な豪雪となった。島根県下の被害は、次のとおりである。

- ・ 人的被害 死者 33 人、負傷者 53 人
- ・ 住家被害 全壊 204 棟、半壊 455 棟、一部損壊 1,094 棟
- ・ 非住家被害 全壊 555 棟、半壊 433 棟
- ・ 罹災世帯 577 世帯、罹災者 2,237 人

4. 推進方針の検討

国土強靱化地域計画は、国及び県の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること。
- ④ 迅速な復旧復興を図ること。

基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- ① 大規模自然事前災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

5. 起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標別に「起きてはならない最悪の事態」別に脆弱性評価（別紙1）と、その結果を踏まえた事態別の推進方針を下記のとおり整理した。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
 - 1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
 - 2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
 - 3) 火山噴火・土砂災害、暴風雪及び豪雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
 - 4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
 - 1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
 - 2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
 - 3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
 - 4) 想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
 - 5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
 - 6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
 - 1) 行政機能の機能不全
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
 - 1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
 - 2) テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- (5) 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
 - 1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
 - 2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- (6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油の機能の停止
 - 2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
 - 3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
 - 4) 地域交通ネットワークが分断する事態
 - 5) 異常渇水等により用水の供給の途絶
 - 6) 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- 1) 市街地での大規模火災の発生
 - 2) 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
 - 3) 有害物質の大規模拡散・流出
 - 4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- 1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 3) 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - 4) 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

① 建築物の災害予防

- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑え、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。
- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。
- ・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・役場等の公共施設の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる公民館等の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。
- ・町の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、用途廃止、維持補修、更新等を計画的に進める。
- ・小学校及び中学校の校舎等の耐震化や適切な維持・改修(空調含む)に取り組む。
- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。

② 防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちの不燃化

- ・地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。
- ・災害に強い市街地の形成を図るため、既成市街地及びその周辺地区において土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消や、道路、公園、広場等の都市基盤施設の整備を進める。
- ・宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い区域について、宅地造成等規制法により各種勧告、命令を行うことで宅地災害の防止を図る。
- ・土砂災害防止法に基づく各種広報や防災学習会等による土砂災害警戒区域等の周知を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。
- ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置・整備・維持管理

を積極的に推進する。

- ・火災の延焼を防止するため、防火地域及び準防火地域の指定を進め、建築物の不燃化を促進する。
- ・火災の延焼を防止図るため、街路整備を推進する。
- ・まち（建築物）の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。
- ・都市防災を推進するため、都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導規制を促進する。

③ 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。※【HP 参照_奥出雲町法面等構造物長寿命化修繕計画】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。

④ 交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。

⑤ 地域消防力の強化

- ・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化を図る。
- ・消防団員の確保にあたっては、サテライトオフィスの誘致に伴う移住・定住者等の入団を促すなど、多様な担い手の確保に取り組む。
- ・地域消防力の向上に向け、防災士・応急危険度判定士の育成等を促すとともに、

装備や資機材、備蓄等の充実・強化を進める。

- ・消防団が中心となって各学校、医療機関、福祉施設等を対象とした避難訓練を実施する。
- ・各学校では、独自に避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒に対する防災意識の向上を促す。
- ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等を行う。

⑥ 家庭の防災力の強化

- ・防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練への参加促進や家庭内での F C P（家族継続計画）の普及等に努める。
- ・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。
- ・住民を対象とした、防災講習、講座やワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び町の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。
- ・民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところでは危険性が高まることから、建物の不燃構造に対する指導等、民間住宅の不燃化に努める。

2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 河川等の氾濫の防止対策

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り直轄治水事業を促進させるとともに、ダム建設や堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を着実に進める。
- ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。
- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。
- ・河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。

- ② 農業基盤施設の安全化
 - ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を自治会等へ配布する。
 - ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。
- ③ 避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備
 - ・県、町及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、町が行う、町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。
- ④ 町職員及び町民に対する防災教育
 - ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。
- ⑤ 町民に対する防災教育
 - ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、町民に普及啓発を図る公民館等の取組みを支援する。
- ⑥ 学校教育における防災教育
 - ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。
- ⑦ 防災訓練
 - ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。
- 3) 火山噴火・土砂災害、暴風雪及び豪雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
 - ① 土砂災害の防止、公共土木施設の安全化
 - ・山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせ総合的に実施する。
 - ・老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）について計画的に補修・更新等長寿命化対策を実施する。
 - ・地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。
 - ・土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。
 - ・既存の砂防関係施設の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の

長寿命化対策を推進する。

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。
- ・危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。

② 河川等の氾濫の防止対策

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り直轄治水事業を促進させるとともに、ダム建設や堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を着実に進める。(再掲)
- ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。(再掲)
- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。(再掲)
- ・河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。(再掲)

③ 農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を自治会等へ配布する。(再掲)
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。(再掲)

④ 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。

⑤ 森林整備の実施

- ・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。

⑥ 工作物対策

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。

⑦ 避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備

- ・県、町及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、町が行う、町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。(再掲)

⑧ 町職員及び町民に対する防災教育

- ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。(再掲)
- ⑨ 町民に対する防災教育
 - ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、町民に普及啓発を図る公民館等の取組みを支援する。(再掲)
- ⑩ 学校教育における防災教育
 - ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。(再掲)
- ⑪ 防災訓練
 - ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。(再掲)
- ⑫ 避難行動要支援者等支援体制の構築
 - ・避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。
- ⑬ 農林水産公共施設の老朽化対策
 - ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。
- ⑭ 公共土木施設の老朽化対策
 - ・公共土木施設の安全性を確保するため、「奥出雲町公共施設総合管理計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。
 - ・国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において老朽化対策の強化を図っていく。※【HP 参照_奥出雲町橋梁長寿命化修繕計画】、【HP 参照_奥出雲町トンネル長寿命化修繕計画】
- ⑮ 除雪体制の確保
 - ・適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間や民間事業者との情報共有を図り、除雪車両の充実や迅速な貸与など除雪体制の確保、強化を図る。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
 - ① 町民への的確な情報伝達体制の整備
 - ・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルールの策定、運用方法の習熟を図る。

- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。
- ② 報道機関との連携体制の整備
 - ・多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。
- ③ 避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備
 - ・県、町及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、町が行う、町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。(再掲)
- ④ 学校等の避難計画の策定
 - ・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、修繕の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また非構造部材の耐震化を推進する。
 - ・策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。
 - ・幼児園・認定こども園等の市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- ⑤ 社会福祉施設等における対策
 - ・町内の施設等と災害協定を締結し、併せて、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている奥出雲町社会福祉協議会等と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。
- ⑥ 情報収集管理体制の整備
 - ・災害情報の収集・伝達能力を向上させるため、告知端末放送を軸とし、複数の通信手段を整備する。
- ⑦ 医療救護体制に係る防災訓練
 - ・医療救護を円滑に行うために、各種訓練を継続的に実施する。
- ⑧ 町職員及び町民に対する防災教育
 - ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。(再掲)
- ⑨ 町民に対する防災教育
 - ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、町民に普及啓発を図る公民館等の取組みを支援する。(再掲)
- ⑩ 学校教育における防災教育
 - ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。
- ⑪ 防災訓練
 - ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事

態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。(再掲)

⑫ 避難行動要支援者等支援体制の構築

- ・避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。(再掲)

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(再掲)
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。(再掲)【HP 参照_奥出雲町法面等構造物長寿命化修繕計画】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。(再掲)
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。(再掲)
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(再掲)
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(再掲)

② 水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、町で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。

- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。
 - ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的の実施するよう努める。
 - ・平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。
 - ・災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の代替方法についても検討する。
 - ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。
- ③ 農業基盤施設の安全化
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を自治会等へ配布する。(再掲)
 - ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。(再掲)
- ④ 災害救助法等の運用体制の強化
- ・災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。
- ⑤ 緊急通行車両等の事前届出・確認
- ・交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を進める。
 - ・事前届出制度を広く周知するため、県警ホームページによる掲載の他、様々な各広報媒体による広報をさらに推進する。
- ⑥ 輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化
- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。
- ⑦ 食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備
- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。
 - ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。
 - ・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。
- ⑧ 燃料等生活必需品の調達体制の整備
- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、

燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。

⑨ 食料生産基盤の整備

- ・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。

⑩ 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。(再掲)

2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 土砂災害の防止、公共土木施設の安全化

- ・山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせ総合的に実施する。(再掲)
- ・老朽化した治山施設(地すべり防止施設含む)について計画的に補修・更新等長寿命化対策を実施する。(再掲)
- ・地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。(再掲)
- ・土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。(再掲)
- ・既存の砂防関係施設の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。(再掲)
- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。(再掲)
- ・危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。(再掲)

② 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(再掲)
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。(再掲)
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い

- 箇所から実施する。(再掲)【HP 参照_奥出雲町法面等構造物長寿命化修繕計画】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。(再掲)
 - ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。(再掲)
 - ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(再掲)
 - ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(再掲)
- ③ 災害救助法等の運用体制の強化
- ・災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。(再掲)
- ④ 燃料等生活必需品の調達体制の整備
- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。(再掲)
- ⑤ 食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備
- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。(再掲)
 - ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。(再掲)
 - ・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。(再掲)
- 3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
- ① 広域応援協力体制の強化
- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。
 - ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。
- ② 救急・救助の体制や資機材の充実
- ・大規模災害時の対応を強化するため、消防本部を主体とした救急・救助体制の強化に努める。資機材の整備については、国の補助制度の活用等、消防本部に対して必要な支援をしていく。
 - ・大規模災害時における傷病者の速やかな搬送を行うため、急性期の救助活動について、DMA Tや各種医療救護班と関係機関との連携体制の確立を図る。
 - ・大規模災害時における警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の

実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備等により災害対処能力を向上させる。

③ 防災拠点の管理・運営

- ・大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、マニュアル等を見直し広域防災拠点を適正に管理・運営する。また、防災関連施設等の整備・充実を促進する。

④ 災害用臨時ヘリポートの整備

- ・災害時に救助・救護活動を円滑にするため、臨時ヘリポートを公共の運動場等から事前に選定する。

⑤ 消防団等の育成強化

- ・消防団員の確保や消防団の強化を図るため、表彰、操法大会の開催、広報、消防協会への支援等を行う。
- ・町及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。

⑥ 自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。
- ・町及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。
- ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。
- ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を県と連携し実施する。
- ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。
- ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。

⑦ 防災訓練

- ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。(再掲)

⑧ 出火防止

- ・火災予防のため、出火防止措置の徹底が必要である。
- ・消防機関による消防活動には限界があることから、地域住民等による自主防災体制の充実が必要である。
- ・災害時には同時多発火災が予想されることから、消防機関の装備・施設の計画的

な整備等が必要である。

- ・中山間地域等における農村部において、消防施設（防火水槽）が不備な地域があるため、整備を行う必要がある。

4) 想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

① 水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。
(再掲)
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。(再掲)
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、町で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。(再掲)
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。(再掲)
- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。(再掲)
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的の実施するよう努める。(再掲)
- ・平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。(再掲)
- ・災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の代替方法についても検討する。(再掲)
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。(再掲)

② 複合災害体制の整備

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。

③ 食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。(再掲)
- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。(再掲)
- ・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。(再掲)

④ 燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。(再掲)
- ⑤ 道路寸断への対応
 - ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。
- ⑥ 帰宅困難者への対応
 - ・帰宅困難者の支援を行うため、民間企業との協定締結を推進し、支援店舗の拡大を目指す。
 - ・大規模集客施設等の管理者に対して、誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
 - ① 医療救護体制の強化
 - ・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。
 - ・医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。
 - ② 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化
 - ・医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について平時から、関係機関相互の情報共有及び供給・確保体制の強化を図る。
 - ・医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。
 - ③ 道路寸断への対応
 - ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(再掲)
- 6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
 - ① 下水道施設の安全化
 - ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。
 - ・下水道BCPを活用し、災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図る。また、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。
 - ② 農業集落排水の機能保全
 - ・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。
 - ③ 防疫・保健衛生体制の強化
 - ・感染症等の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。

- ・県（保健所）及び市町村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ体制を整備し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。

④ 食品衛生、監視体制の強化

- ・営業施設の被災状況の把握及び被災施設の重点的監視を行う体制を速やかに整備できるよう、業者団体との連携の強化に努める。

⑤ 防疫用薬剤及び器具等の備蓄

- ・緊急の調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用機器、運搬機器等については、平常時からその確保に努める。

⑥ 動物愛護管理体制の整備

- ・関係団体と協力し、負傷動物、放浪動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

（３）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

１）行政機能の機能不全

① 災害本部体制の強化

- ・災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、応急活動のマニュアル、災害対策本部設置手順、防災センター室の運用方法、災害対策本部会議の運営要領等を随時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。

② 広域応援協力体制の強化

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。（再掲）
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。（再掲）

③ 防災中枢機能等の確保・充実

- ・各施設管理者において、河川の氾濫等により電力供給が停止することが起こらないように電気室の浸水対策を進める。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める。

④ 災害ボランティアの活動環境の整備

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等機会の充実を図るとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。
- ・町及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。
- ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関

係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。

- ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を島根県、関係市町村と連携し実施する。
- ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。
- ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。

⑤ 町民への的確な情報伝達体制の整備

- ・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルール策定、運用方法の習熟を図る。(再掲)
- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。(再掲)

⑥ 建築物の災害予防

- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑え、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。(再掲)
- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。(再掲)
- ・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。(再掲)
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。(再掲)
- ・役場等の公共施設の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる公民館等の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。(再掲)
- ・町の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、用途廃止、維持補修、更新等を計画的に進める。(再掲)
- ・小学校及び中学校の校舎等の耐震化や適切な維持・改修(空調含む)に取り組む。(再掲)
- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方

が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。(再掲)

⑦ 建築物の老朽化対策

- ・県有建築物の安全性を確保するため、「島根県県有財産利活用推進計画」及び「島根県県有施設長寿命化指針」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。

⑧ 公的機関等の業務継続性の確保

- ・災害発生時に優先度の高い業務を実施していくため策定した業務継続計画の習熟を図る。

⑨ 重要データの遠隔地バックアップ

- ・業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。

⑩ ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用

- ・大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。

⑪ 業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用

- ・大規模災害時においても各業務システムが使用できるようにするため、災害による影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。

⑫ 複合災害体制の整備

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。(再掲)

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(再掲)
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。(再掲)
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。(再掲)【HP 参照_奥出雲町法面等構造物長寿命化修繕計画】

- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。(再掲)
 - ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。(再掲)
 - ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(再掲)
 - ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(再掲)
- ② 防災中枢機能等の確保・充実
- ・各施設管理者において、河川の氾濫等により電力供給が停止することが起こらないように電気室の浸水対策を進める。(再掲)
 - ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める。(再掲)
- ③ 情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保
- ・大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売会社との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設・追加について検討する。
- ④ 町民への的確な情報伝達体制の整備
- ・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルールの策定、運用方法の習熟を図る。(再掲)
 - ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。(再掲)
- ⑤ 災害用伝言サービス活用体制の整備
- ・通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進める。
- ⑥ 全県域WAN（行政ネットワーク等）の整備
- ・大規模災害発生時においても行政ネットワークが使用できるようにするため、通信回線やネットワークの二重化や優先復旧稼働確保等の対策を推進する。
- 2) テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- ① 町民への的確な情報伝達体制の整備
- ・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルールの策定、運用方法の習熟を図る。(再掲)
 - ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。(再掲)

- ② 報道機関との連携体制の整備
 - ・多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。(再掲)
- (5) 大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
 - ① 産業・エネルギーの持続
 - ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。
 - ② 事業所における防災の推進等
 - ・企業(事業所)における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。
 - ・企業(事業所)における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント(BCM)構築を促進する。
 - ・企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。
 - ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。
 - 2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
 - ① 燃料等生活必需品の調達体制の整備
 - ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。(再掲)
 - ② 事業所における防災の推進等
 - ・企業(事業所)における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。(再掲)
 - ・企業(事業所)における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント(BCM)構築を促進する。(再掲)
 - ・企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。(再掲)
 - ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。(再掲)
 - ③ 観光客の安全確保
 - ・帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進する。
 - ・旅館・ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよ

う、必要な物資の備蓄等や避難誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油の機能の停止

① 燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。（再掲）

② 再生可能エネルギー等の導入の推進

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組みを支援する。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を支援する。
- ・地域における再生可能エネルギー導入の事業化可能性調査に取り組む。

③ 電気施設の安全化

- ・定期的に発電施設及び周辺巡視を行い必要に応じて施設の安全対策工事を実施する。
- ・自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実を図る。

2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。（再掲）
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。（再掲）
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、町で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。（再掲）
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。（再掲）
- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。（再掲）
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的に実施するよう努める。（再掲）

- ・平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。(再掲)
- ・災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の代替方法についても検討する。(再掲)
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。(再掲)

3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

① 下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。(再掲)
- ・下水道 B C P を活用し、災害発生時における污水处理機能の早期復旧を図る。また、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。(再掲)

② 農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。(再掲)

③ し尿処理体制の整備

- ・し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県、雲南広域連合・市町村によるし尿処理の仕組みづくりを促進する。

4) 地域交通ネットワークが分断する事態

① 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(再掲)
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。(再掲)
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。(再掲)【HP 参照_奥出雲町法面等構造物長寿命化修繕計画】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。(再掲)
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。(再掲)
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(再掲)
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達

できる体制を確保する。(再掲)

② 広域応援協力体制の整備

- ・災害時の応急対策をより迅速・的確に行うために、各関係機関との協力体制が必要である

③ 交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(再掲)

④ 緊急通行車両等の事前届出・確認

- ・交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を進める。(再掲)
- ・事前届出制度を広く周知するため、県警ホームページによる掲載の他、様々な各広報媒体による広報をさらに推進する。(再掲)

⑤ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- ・緊急物資等の輸送に必要な輸送路を確保することが必要である。
- ・災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保する必要があることから、抛物資備蓄・収集拠点の周知を図る必要がある。

⑥ 燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。(再掲)

⑦ 液状化危険地域の予防対策

- ・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物、道路施設等に対する被害を防止する必要がある。
- ・地震災害では、地盤によっては液状化現象など様々な被害が生じる可能性があることから、被害の軽減に向けて関連する情報を提供する必要がある。

⑧ 公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有などの連携体制を強化する。

5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

① 水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。
(再掲)
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。(再掲)
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよ

う、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、町で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。(再掲)

- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。(再掲)
- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。(再掲)
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的に実施するよう努める。(再掲)
- ・平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。(再掲)
- ・災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の代替方法についても検討する。(再掲)
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。(再掲)

② 農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を自治会等へ配布する。(再掲)
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。(再掲)

6) 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態

① 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(再掲)
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。(再掲)
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。(再掲)【HP 参照_奥出雲町法面等構造物長寿命化修繕計画】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。(再掲)
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。(再掲)
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(再掲)

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(再掲)
- ・登下校や未就学児が日常的に集団で移動する経路における道路の安全を確保するため、奥出雲町通学路交通安全プログラム及び緊急安全点検等の結果に基づき道路等の整備を実施する。※【HP 参照_奥出雲町通学路交通安全プログラム】、
- ② 応急仮設住宅等の確保体制の整備
 - ・平時から関係団体と連携し、応急仮設住宅の供給に向けた体制整備を行う。
 - ・各種災害の被害想定に基づく必要戸数を想定し、建設マニュアルの整備・更新、建設事業者等との事前協定の締結(建設・借上)、建設候補地リストの事前作成、定期的な事前訓練、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。
- ③ 自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備
 - ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。(再掲)
 - ・町及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。(再掲)
 - ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。(再掲)
 - ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を県と連携し実施する。(再掲)
 - ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。(再掲)
 - ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。(再掲)
- ④ 被災者の健康管理
 - ・町等の保健師に対して、訓練・研修を実施し習熟に努める。
- ⑤ 避難行動要支援者等支援体制の構築
 - ・避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。(再掲)

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

1) 市街地での大規模火災の発生

① 都市の不燃化の推進、まちの不燃化

- ・災害に強い市街地の形成を図るため、既成市街地及びその周辺地区において土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消や、道路、公園、広場等の都市基盤施設の整備を進める。(再掲)
- ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置・整備・維持管理を積極的に推進する。
- ・火災の延焼を防止するため、防火地域及び準防火地域の指定を進め、建築物の不燃化を促進する。
- ・火災の延焼を防止図るため、街路整備を推進する。
- ・まち（建築物）の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。
- ・都市防災を推進するため、都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導規制を促進する。

② 建築物の災害予防

- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑え、災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。(再掲)
- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。(再掲)
- ・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。(再掲)
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。(再掲)
- ・役場等の公共施設の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる公民館等の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。(再掲)
- ・町の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、用途廃止、維持補修、更新等を計画的に進める。(再掲)
- ・小学校及び中学校の校舎等の耐震化や適切な維持・改修(空調含む)に取り組む。(再掲)
- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方

が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。(再掲)

2) 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 工作物対策

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。(再掲)
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。(再掲)

② 交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。(再掲)

3) 有害物質の大規模拡散・流出

① 消防法に定める危険物施設の予防対策

- ・町、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育や防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図るとともに、町及び消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

② 火薬類施設の予防対策

- ・県及び消防本部が行う火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により、地震により発生する火薬類の災害を防止し、火薬類施設に対する地震・津波対策の徹底を図るとともに、公共の安全を確保する。

③ 毒劇物取扱施設の予防対策

- ・平時から、毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。

4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

① 原子力安全・防災対策の推進

《原子力安全対策の推進》

- ・島根原子力発電所2号機の新規制基準に基づく安全対策については、原子力規制委員会や県に対し厳格な審査を要請するとともに、審査状況をよく把握し、審査が終了した場合は、県から審査結果等について説明を受け適切に対応する。

《原子力防災対策の推進》

- ・発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、奥出雲町原子力災害対策避難住民受入マニュアル等により、原子力防災訓練を実施するなどして、緊急時における原子力防災体制の充実を図る。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 廃棄物処理体制の整備

・災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村による廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。

2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 罹災証明書の発行体制の整備

・住家被害調査の担当者向け研修等を通じて、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

② 地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備

・地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、県や関係団体と連携・協力した各種取組により現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する。

③ 災害復旧の担い手の確保

・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組み（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。

④ 支援協定締結団体との連携強化

・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。

3) 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。(再掲)

② 地域コミュニティの維持

・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進める。

③ 事業所における防災の推進等

・企業（事業所）における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。(再掲)

・企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント（BCM）構築を促進する。(再掲)

- ・企業（事業所）における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。（再掲）
- ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。（再掲）

4) 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。（再掲）
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。（再掲）
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、町で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。（再掲）
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。（再掲）
- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を順次策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。（再掲）
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的に実施するよう努める。（再掲）
- ・平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。（再掲）
- ・災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の代替方法についても検討する。（再掲）
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。（再掲）

② 地籍調査の推進

- ・迅速な災害復旧・復興を図るため、引き続き地籍調査事業を促進する。

(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

① 建築物の災害予防

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。

② 防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちの不燃化

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。
- ・奥出雲町空き家等対策基本計画に基づき、管理不全な空き家等による周辺への悪影響を防止するため、空き家等の発生抑制に努めるとともに、「空き家対策総合支援事業」を活用して危険な空き家については解体を促すなど、空き家等の適正管理や利活用等の様々な施策を推進する必要がある。

③ 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備が必要である。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。
- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。

④ 交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。

⑤ 地域消防力の強化

- ・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化が必要である。
- ・消防団員の確保や自主防災会の充実・強化に努めているところであるが、更なる人材育成、装備資機材等の充実・強化を図る必要がある。
- ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化を図りながら、防災訓練等を行うことが必要である。

⑥ 家庭の防災力の強化

- ・住民一人ひとりの防災意識向上を一層図るため、「防災啓発の充実」や「防災訓

練の実施」により、自助・共助の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐことが必要である。

2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 河川等の氾濫の防止対策

- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。
- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事の必要がある。
- ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。

② 農業基盤施設の安全化

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。

③ 避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備

- ・災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。

④ 町職員及び町民に対する防災教育

- ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、町職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。

⑤ 町民に対する防災教育

- ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから町民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。

⑥ 学校教育における防災教育

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施し、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。

⑦ 防災訓練

- ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。

3) 火山噴火・土砂災害、暴風雪及び豪雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

① 土砂災害の防止、公共土木施設の安全化

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要があり、対策を推進する必要がある。

- ・地域住民等への地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。
- ・多くの町民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。
- ・奥出雲町空き家等対策基本計画に基づき、管理不全な空き家等による周辺への悪影響を防止するため、空き家等の発生抑制に努めるとともに、「空き家対策総合支援事業」を活用して危険な空き家については解体を促すなど、空き家等の適正管理や利活用等の様々な施策を推進する必要がある。（再掲）

② 河川等の氾濫の防止対策

- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、施設・資機材整備を始めとした各種対策を進める必要がある。（再掲）
- ・築堤河川については築堤の越水や破堤の危険性があるため、対策工事の必要がある。（再掲）
- ・ダムや河川の水門・樋門などの河川管理施設の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。（再掲）

③ 農業基盤施設の安全化

- ・農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。

④ 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。

⑤ 森林整備の実施

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施する必要がある。

⑥ 工作物対策

- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。
- ・奥出雲町空き家等対策基本計画に基づき、管理不全な空き家等による周辺への悪影響を防止するため、空き家等の発生抑制に努めるとともに、「空き家対策総合支援事業」を活用して危険な空き家については解体を促すなど、空き家等の適正管理や利活用等の様々な施策を推進する必要がある。（再掲）

⑦ 避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備

- ・災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。（再掲）
- ⑧ 町職員及び町民に対する防災教育
 - ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、町職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。（再掲）
- ⑨ 町民に対する防災教育
 - ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから町民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。（再掲）
- ⑩ 学校教育における防災教育
 - ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施し、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。（再掲）
- ⑪ 防災訓練
 - ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。（再掲）
- ⑫ 避難行動要支援者等支援体制の構築
 - ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。
- ⑬ 農林水産公共施設の老朽化対策
 - ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。
- ⑭ 公共土木施設の老朽化対策
 - ・公共土木施設の安全性を確保するため、「奥出雲町公共施設総合管理計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める必要がある。また、人員や技術力が不足する市町村の支援が必要である。
- ⑮ 除雪体制の確保
 - ・豪雪等の異常気象時においては、情報提供や初動体制の遅れにより交通・物流の寸断等の道路機能がまひしないよう、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。
- 4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
 - ① 町民への的確な情報伝達体制の整備
 - ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。

- ② 報道機関との連携体制の整備
 - ・町の広報手段では、災害に関する広報が町民に行き渡らない可能性があることから、多様な手段により広報することが必要である。
- ③ 避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備
 - ・災害により町民が避難を要する事態となる可能性があることから、適切に避難できる体制を整備することが必要である。（再掲）
- ④ 学校等の避難計画の策定
 - ・小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難が必要である。
 - ・災害時に迅速に対応するため、関係法令に基づき、全ての学校等で避難計画を策定する必要がある。
- ⑤ 社会福祉施設等における対策
 - ・社会福祉施設の利用者の、避難後の二次的な健康被害を防止する必要がある。
- ⑥ 情報収集管理体制の整備
 - ・多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるような仕組みの整備が必要である。
- ⑦ 医療救護体制に係る防災訓練
 - ・災害発生時における各機関の医療救護活動の実効性を高めるには、地域防災計画及び各機関が作成するマニュアルを検証する機会が必要である。
- ⑧ 町職員及び町民に対する防災教育
 - ・災害から時間が経過すると防災に対する意識は低下する傾向にあり、町職員及び町民に対して防災に関する教育や啓発を行っていくことが必要である。（再掲）
- ⑨ 町民に対する防災教育
 - ・災害時の被害を抑えるためには、日ごろから町民が家庭で予防・安全に努め、災害時にとるべき行動など正しい防災知識を持つことが必要である。（再掲）
- ⑩ 学校教育における防災教育
 - ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施し、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。（再掲）
- ⑪ 防災訓練
 - ・大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。（再掲）
- ⑫ 避難行動要支援者等支援体制の構築
 - ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。（再掲）

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・ 災害時の避難路や緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備が必要である。（再掲）
- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。（再掲）
- ・ 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（再掲）

② 水道施設の安全化

- ・ 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。
- ・ 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、町の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を図る必要がある。

③ 農業基盤施設の安全化

- ・ 農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。

④ 災害救助法等の運用体制の強化

- ・ 職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。

⑤ 緊急通行車両等の事前届出・確認

- ・ 交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。

⑥ 輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化

- ・ 災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。

⑦ 食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

- ・ 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。
- ・ 災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時

より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。

- ・ 流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。
- ・ 食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。

⑧ 燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・ 燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。

⑨ 食料生産基盤の整備

- ・ 農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に行う必要がある。

⑩ 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

- ・ 耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（再掲）

2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

① 土砂災害の防止、公共土木施設の安全化

- ・ 森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせることで治山対策を推進する必要がある。（再掲）
- ・ 地域住民等への地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。（再掲）
- ・ 地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。（再掲）
- ・ 多くの町民が土砂災害を被る危険な状況であることから、特別警戒区域指定の取組や施設整備・改修、住宅移転対策などが必要である。（再掲）

② 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・ 災害時の避難路や緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備が必要である。（再掲）
- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。（再掲）
- ・ 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実

な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（再掲）

③ 災害救助法等の運用体制の強化

- ・ 職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、災害救助法の適用等が遅れる可能性があることから、災害救助法の運用体制を強化することが必要である。（再掲）

④ 燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・ 燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。（再掲）

⑤ 食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

- ・ 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。（再掲）
- ・ 災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。（再掲）
- ・ 流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。（再掲）
- ・ 食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。（再掲）

3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足

① 広域応援協力体制の強化

- ・ 町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国、県や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
- ・ 大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。

② 救急・救助の体制や資機材の充実

- ・ 大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると予想されるため、必要な体制や救急用装備・資機材等を充実させる必要がある。
- ・ 大規模災害が起きた場合、災害対策に必要な防災資機材が不足する可能性があることから、必要な物資の情報収集や提供を行うことが必要である。
- ・ 大規模災害発生時における避難誘導、救出救助、搜索、交通対策等の警察活動を迅速かつ的確に実施することが必要である。

③ 防災拠点の管理・運営

- ・ 大規模災害時には、広域航空応援を受けることが想定されるほか、緊急物資、資機材の集積配給基地が不可欠であることから、広域防災拠点を適正に管理・運営

することが必要である。

④ 災害用臨時ヘリポートの整備

- ・ 災害時の救助・救護活動等を円滑に行うため、臨時ヘリポートの選定・整備に努める必要がある。

⑤ 消防団等の育成強化

- ・ 消防団は地域防災力の中核を担う存在であるが、団員の減少等課題があることから、対策が必要である。
- ・ 大規模災害時には消防団及び自主防災組織等が重要な役割を果たすため、消防に関する教育訓練を受ける機会を充実させる必要がある。
- ・ 災害時は、行政だけでは全ての救助要請等に迅速に対応できない場合があることから、住民やボランティア等が協力し対応する体制を整備することが必要である。

⑥ 自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備

- ・ 災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。
- ・ 災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
- ・ 災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。

⑦ 防災訓練

- ・ 大規模な災害が発生した際、各機関が連携した応急対策活動を行うことが求められることから、各機関と連携した訓練をすることが必要である。（再掲）

⑧ 出火防止

- ・ 出火防止措置の周知・徹底のため、火災予防に関して、住民への啓発及び消防機関への情報提供等を行う。
- ・ 地域及び事業所での自主防災体制の整備を強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。
- ・ 農村地域における消防力の強化のため、防火水槽の設置を推進していく。

4) 想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

① 水道施設の安全化

- ・ 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の高危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。（再掲）
- ・ 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、町の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を図る必要がある。（再掲）

- ② 複合災害体制の整備
 - ・ 複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。
- ③ 食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備
 - ・ 災害により食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等が不足する可能性があることから、必要な物資等の備蓄及び調達、情報収集や提供等の体制を強化することが必要である。（再掲）
 - ・ 災害時における緊急・救援輸送や物流専門家等の派遣の円滑化を図るため、平時より関係団体と連携を密にし、「緊急・救援輸送等に関する協定」等に基づく応急対策を確実に実施する必要がある。（再掲）
 - ・ 流通機能の低下などにより被災者の食料調達が困難となるため、速やかな食料供給体制の確立と機能発揮には、平時における供給体制の維持管理が必要である。（再掲）
 - ・ 食料等、燃料等生活必需品、災害救助用物資及び医薬品等の輸送手段を確保する必要がある。（再掲）
- ④ 燃料等生活必需品の調達体制の整備
 - ・ 燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。（再掲）
- ⑤ 道路寸断への対応
 - ・ 迂回路として活用できる町道、農道、集落道、林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。
 - ・ 道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。
- ⑥ 帰宅困難者への対応
 - ・ 交通インフラや交通機関の被災などにより、多くの帰宅困難者が発生することから、民間企業の協力を得て帰宅困難者の支援を行うことが必要である。
- 5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
 - ① 医療救護体制の強化
 - ・ 災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMA T）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、その体制の維持充実が必要である。
 - ② 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化

- ・災害時の医療救護を迅速かつ適切に実施するため、医療救護体制や医薬品等の供給・確保体制を強化する必要がある。

③ 道路寸断への対応

- ・迂回路として活用できる町道、農道、集落道、林道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。（再掲）
- ・道路の寸断は、集落の孤立や救急救命活動、支援物資輸送等への深刻な影響を生じさせることから、その防止と起った際の対応の強化に取り組む必要がある。（再掲）

6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 下水道施設の安全化

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため公共下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。

② 農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。

③ 防疫・保健衛生体制の強化

- ・被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されることから、感染症の発生と流行の未然防止を図る必要がある。

④ 食品衛生、監視体制の強化

- ・災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合があることを想定し、体制整備や業者団体との連携強化に努める必要がある。

⑤ 防疫用薬剤及び器具等の備蓄

- ・災害時の緊急の調達が困難となるおそれがあることから、平常時からその確保に努める必要がある。

⑥ 動物愛護管理体制の整備

- ・災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る必要がある。

（３）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

1) 行政機能の機能不全

① 災害本部体制の強化

- ・職員の異動などによる業務の習熟不足などにより、応急対策の実施が遅れる可能性があることから、予め防災体制を整えることが必要である。また、物資の不

足や通信手段の断絶等が発生するおそれがあるが、この様な状況のなかでも災害対策本部を運営していくために必要な物資や通信手段を整備・強化することが必要である。

② 広域応援協力体制の強化

- ・町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国、県や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。（再掲）
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。（再掲）

③ 防災中枢機能等の確保・充実

- ・地階の電気室は、河川の氾濫等により、電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策が必要である。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化が必要である。

④ 災害ボランティアの活動環境の整備

- ・災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。

⑤ 町民への的確な情報伝達体制の整備

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。（再掲）

⑥ 建築物の災害予防

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。（再掲）

⑦ 建築物の老朽化対策

- ・町有建築物の安全性を確保するため、「奥出雲町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める。

⑧ 公的機関等の業務継続性の確保

- ・災害により行政機関が被災し、業務の継続が困難になる可能性があることから、業務継続計画を作成することが必要である。

⑨ 重要データの遠隔地バックアップ

- ・建物の倒壊等により業務システムの重要データが消失すれば、行政機能が大幅に低下するため、重要データを速やかに復元することが必要である。

⑩ ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用

- ・業務を実施・継続させるためには、それを支えるネットワーク等の稼働が必要不可欠である。

⑪ 業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用

- ・各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必

要がある。

⑫ 複合災害体制の整備

- ・ 複合災害が発生した場合、被害が深刻化し災害応急対応が困難になることから、複合災害に対応することのできる計画の策定などの対策を行うことが必要である。（再掲）

（４）大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

① 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・ 災害時の避難路や緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備が必要である。（再掲）
- ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。（再掲）
- ・ 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（再掲）

② 防災中枢機能等の確保・充実

- ・ 地階の電気室は、河川の氾濫等により、電力供給が停止するおそれがあるため、各施設管理者において、浸水対策が必要である。（再掲）
- ・ 地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化が必要である。（再掲）

③ 情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保

- ・ 非常用発電機燃料の貯蔵量は、4日以上 の 停電 に対応 できないため、予め燃料の調達方法を決定しておく必要がある。

④ 町民への的確な情報伝達体制の整備

- ・ 災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。（再掲）

⑤ 災害用伝言サービス活用体制の整備

- ・ 被災地への安否確認情報等の問合せの殺到などにより通信が輻輳した場合、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等の確認が困難になる可能性があることから、災害伝言サービスを活用することが必要である。

⑥ 全県域WAN（行政ネットワーク等）の整備

- ・ 各業務システムの基盤が被災する可能性があることから、防災対策を講じる必要がある。

2) テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 町民への的確な情報伝達体制の整備

- ・災害の規模に比例して多種多様かつ多量の災害情報が発生することから、災害に関する情報の的確な収集・伝達等を行うことが必要である。（再掲）
 - ② 報道機関との連携体制の整備
 - ・町の広報手段では、災害に関する広報が町民に行き渡らない可能性があることから、多様な手段により広報を行うことが必要である。（再掲）
- （５）大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
- ① 産業・エネルギーの持続
 - ・県内の東西を結ぶ国道９号が寸断された場合、高速道路（山陰道）が繋がっていないため、物流停止により、企業の生産力が著しく低下し、国際競争力の低下を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。
 - ② 事業所における防災の推進等
 - ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要。
 - ・町等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。
- 2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- ① 燃料等生活必需品の調達体制の整備
 - ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。（再掲）
 - ② 事業所における防災の推進等
 - 《企業（事業所）における防災体制の整備》
 - ・企業（事業所）における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。
 - 《企業（事業所）における事業継続の取組の推進》
 - ・企業（事業所）における事業継続計画策定の促進を図ることが必要である。また、市町村等の関係機関と連携し、大規模集客施設等における帰宅困難者対策（観光客等）の推進を図ることが必要である。
 - 《事業所における防災の推進等》
 - ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要である。（再掲）
 - ・町等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。（再掲）
 - ③ 観光客の安全確保

- ・市町村等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図ることが必要である。

(6) 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油の機能の停止

① 燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。（再掲）

② 再生可能エネルギー等の導入の推進

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する必要がある。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。
- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギーの導入の可能性について検討を進める必要がある。

③ 電気施設の安全化

- ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、発電施設の安全性が確保できない可能性があるため、発電所周辺を含め危険性の早期発見に努める必要がある。

2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

① 水道施設の安全化

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。（再掲）
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、町の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を図る必要がある。（再掲）

3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

① 下水道施設の安全化

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。（再掲）
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため公共下水道業務継続計画（BCP）の実効性の向上を図ることが必要である。（再掲）

② 農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策や耐震化を行う必要がある。（再掲）

③ し尿処理体制の整備

- ・災害時に、便槽内のし尿が飽和・流出するなど生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、し尿を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。

4) 地域交通ネットワークが分断する事態

① 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時の避難路や緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備が必要である。（再掲）
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。（再掲）
- ・災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（再掲）
- ・登下校や未就学児が日常的に集団で移動する経路における道路の安全を確保するため、奥出雲町通学路交通安全プログラム及び緊急安全点検等の結果に基づき道路等の整備を実施する必要がある。

② 広域応援協力体制の整備

- ・町だけでは災害に対応できない可能性があることから、国、県や関係機関から協力や支援を受けることができる体制を強化することが必要である。
- ・大規模災害時における応急対策をよりの確・迅速に実施するためには、広域的な支援・協力体制が必要である。

③ 交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。（再掲）

④ 緊急通行車両等の事前届出・確認

- ・交通施設が被災した場合、交通の混乱の回避のため交通規制を実施するが、交通規制時に緊急通行車両等が円滑に災害対応できるよう事前届出を推進することが必要である。（再掲）

⑤ 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- ・救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について、関係機関と連携を図る。
- ・災害時の迅速かつ的確な輸送手段を確保するため、道路施設の点検や資機材更新を行うとともに災害時の輸送について施設管理者として関係機関や企業等との連携を図る。

⑥ 燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達や輸送に関する体制整備（民間業者との協定締結）は実施しているため、本体制の強化や実効性を上げることが必要である。（再掲）

- ⑦ 液状化危険地域の予防対策
 - ・ 公共建築物の液状化対策技術の情報収集・習得に努めたうえで、町有施設の設計に活かし、国・県から適切に助言を受ける。
 - ・ 公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工、並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。
 - ⑧ 公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備
 - ・ 災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。
- 5) 異常渇水等により用水の供給の途絶
- ① 水道施設の安全化
 - ・ 地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。（再掲）
 - ・ 風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、町の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を図る必要がある。（再掲）
 - ② 農業基盤施設の安全化
 - ・ 農業生産の維持だけでなく、農地や農業用施設の湛水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。
- 6) 避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
- ① 交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応
 - ・ 災害時の避難路や緊急輸送道路へアクセスする道として、町道、農道、集落道、林道の整備が必要である。（再掲）
 - ・ 緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。（再掲）
 - ・ 災害時の避難路等確保のため、緊急輸送道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。（再掲）
 - ② 応急仮設住宅等の確保体制の整備
 - ・ 住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。
 - ③ 自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備
 - ・ 災害発生時には、公的機関の応急復旧活動だけでは不十分であることから、ボランティアによる被災者の支援が必要である。（再掲）
 - ・ 災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。（再掲）

- ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。（再掲）
 - ④ 被災者の健康管理
 - ・災害が長期化した場合に公衆衛生活動の実施が困難となるおそれがあることから、計画的・継続的な支援体制を構築する必要がある。
 - ⑤ 避難行動要支援者等支援体制の構築
 - ・災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者は、災害が発生した場合に被害を受けやすいため、避難体制を整備することが必要である。（再掲）
- （７） 制御不能な二次災害を発生させない
- １） 市街地での大規模火災の発生
- ① 都市の不燃化の推進、まちの不燃化
 - ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、空き家除去等によるオープンスペースの確保、耐震基準を満たしてない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった都市機能の低下がみられることから、安全な都市空間を創造する必要がある。
 - ② 建築物の災害予防
 - ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。（再掲）
 - ・奥出雲町空き家等対策基本計画に基づき、管理不全な空き家等による周辺への悪影響を防止するため、空き家等の発生抑制に努めるとともに、「空き家対策総合支援事業」を活用して危険な空き家については解体を促すなど、空き家等の適正管理や利活用等の様々な施策を推進する必要がある。（再掲）
- ２） 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
- ① 工作物対策
 - ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。（再掲）
 - ・奥出雲町空き家等対策基本計画に基づき、管理不全な空き家等による周辺への悪影響を防止するため、空き家等の発生抑制に努めるとともに、「空き家対策総合支援事業」を活用して危険な空き家については解体を促すなど、空き家等の適正管理や利活用等の様々な施策を推進する必要がある。（再掲）
 - ② 交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備
 - ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。（再掲）
- ３） 有害物質の大規模拡散・流出

① 消防法に定める危険物施設の予防対策

- ・地震が発生した場合、軟弱な地盤地域ほど地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いため、危険物施設の実態把握、指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。

② 火薬類施設の予防対策

- ・火薬類施設については、老朽化しているものがあり、地震などにより災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。

③ 毒劇物取扱施設の予防対策

- ・災害による毒劇物取扱施設等の災害を未然に防止するとともに、保健衛生上の危害を最小限に防止するため、各施設の責任者と連携した安全対策を推進する必要がある。

4) 原子力発電所の事故による放射性物質の放出

① 原子力安全・防災対策の推進

- ・原子力発電所については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策を進める。

(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 廃棄物処理体制の整備

- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れるおそれがあり、また生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる処理計画の策定と仕組みづくりが必要である。

2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 罹災証明書の発行体制の整備

- ・多数の住家被害が生じた場合、罹災証明書の交付が遅れる可能性があることから、県等の支援を受ける必要がある。

② 地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備

- ・地震により被災した建築物並びに宅地の危険性を判定し、余震による人的被害を防ぐ必要があることから、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成と体制を維持する必要がある。

③ 災害復旧の担い手の確保

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い

手の育成・確保対策を行う必要がある。

④ 支援協定締結団体との連携強化

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。

3) 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（再掲）

② 地域コミュニティの維持

- ・中山間地域等では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。

③ 事業所における防災の推進等

- ・企業（事業所）における職員の防災意識啓発や事業所の防災活動の状況把握に努めることが必要。（再掲）
- ・町等の関係機関と連携し、事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進することが必要である。（再掲）

4) 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 水道施設の安全化

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、水道事業者における耐震化及び更新計画の策定を推進する必要がある。（再掲）
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、町の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策の推進を図る必要がある。（再掲）

② 地籍調査の推進

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。